

平成27年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年12月7日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
総務政策課員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
税務課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
産業建設課員	原宗男	企画員	坂本 厳
住民生活課長		住民生活課員	
		企画員	

住民生活課 企画員	栗田信孝	住民生活課 企画員	田上貴子
住民生活課 企画員	木村陽子	上下水道課長	植本亮
上下水道課 企画員	菅谷雄二	教育委員会 総務課長	家高英宏
教育委員会 生涯学習課長	藪内博文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷本芳朋

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 58 号 平成 26 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 59 号 平成 26 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 60 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 61 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 62 号 平成 26 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 63 号 平成 26 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 64 号 平成 26 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 65 号 平成 26 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 66 号 平成 26 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 67 号 平成 26 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 68 号 平成 26 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算

認定について

- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算
認定について
- 日程第 1 8 議案第 7 8 号 紀南地方児童福祉施設組合規約の変更に関する協議につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 7 9 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 2 0 議案第 8 0 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 8 1 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 8 2 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 2 3 議案第 8 3 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 4 議案第 8 4 号 上富田町歴史文化的景観保全条例
- 日程第 2 5 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予
算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2
号）
- 日程第 2 8 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予
算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 1 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度 第 1
号 高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事）

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成27年第4回定例会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番、榎本敏君、11番、木本眞次君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成27年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしく願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と本定例会までに提出されています介護報酬の緊急再改定を求める請願書、これにつきましては紹介議員の欄が空白となっており、請願書としての要件が備わっておりませんので陳情書扱いとし、また要望書内容につきましては、重度心身障害児（者）医療費助成事業の継続と要望書について、内容は、重度心身障害児（者）医療費助成事業の継続を引き続きお願いいたします。重度心身障害児（者）医療費助成事業において、新規65歳以上の障害者も同制度に復活させてください。在宅血液透析に対する助成をお願いいたします。要支援者1・2のサービスが市町村により地域間格差のないようにお願いいたします。以上4項目につきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月7日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日ここに平成27年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、本年も師走に入り、年の瀬を感じるきょうこのごろですが、振り返ってみますと、昨年は御嶽山の噴火により多くの登山者が亡くなり、ことしの5月には口永良部島の噴火で全ての住民が島の外に避難し、6月には箱根山でも小規模な噴火が起きています。また、9月には関東・東北豪雨により、河川堤防の決壊等により多くの方々が犠牲になり、家屋の全半壊、農作物や農地、農業施設の損壊など甚大な被害をもたらしております。被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げます。幸い、上富田町では大きな被害もなく、平和な1年となりました。

町では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、今年度から国土強靱化地域計画の策定に取り組んでいます。国土強靱化地域計画につきましては、国の国土強靱化地域策定モデル調査に選定され、専門的な見地に基づく助言等の支援をいただきながら現在策定作業を行っています。国では、地域活性化と連携した国土強靱化の取り組みが地域の豊かさを維持向上させる点で同じであり、地域の強靱化の取り組みの効果を同時に地域の活性化に結びつけることが必要とされていることから、地方創生の戦略との連携も考慮しながら進めてまいります。

また、地域防災計画につきましては、平成12年度に策定してからその都度必要な見直しを行ってまいりましたが、近い将来に発生が予想される大規模地震等に備えるため、本格的な見直し作業を行っています。町としましては、自然災害と不測の事態に備え、訓練等を通じながら防災体制の強化に取り組むとともに、災害に強いまちづくりを国や県と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、地方創生先行型交付金の上乗せ交付金をいただけるように10月末までに地方版総合戦略を策定する計画により作業を進めてまいりましたが、庁内に上富田町まち・ひと・しごと創生本部並びにプロジェクト会議を設け、また広く住民の方々や関係者から意見をいただくため、上富田町まち・ひと・しごと創生戦略推進会議を設置して、上富田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を10月末に策定することができました。

町は、本年度から31年度の5カ年計画で、5つの基本目標により具体的施策、事業に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成26年度の一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定が13件、平成26年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が4件、規約の一部改正が1件、平成27年度一般会計・特別会計補正予算が6件、工事請負変更契約の締結が1件の計28件であります。

なお、追加議案として固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

議案第58号から議案第71号までの案件につきましては、平成26年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第78号につきましては、紀南地方児童福祉施設組合理約の変更に関する協議でございます。この規約の変更に関する協議は、紀南地方児童福祉施設組合で管理運営している和歌山県立白浜なぎさホームが、平成28年4月1日より和歌山県から紀南地方児童福祉施設組合に設置主体を移管することに伴いまして変更及び関係市町負担金の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第79号につきましては、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、地方税法施行規則等の一部を改正する総務省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴う改正で、番号法による税務関係の申告書等の様式に提出者等の個人番号または法人番号を記載する欄等を追加するものでございます。

次に、議案第80号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）と議案第81号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第82号につきましては、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）でございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めたため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第83号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第84号につきましては、上富田町歴史文化的景観保全条例（案）でございます。この条例は、平成27年10月7日付で、官報告示をもって国指定となりました名勝指定の八上神社、田中神社、また史跡指定の八上王子跡、稲葉根王子跡の貴重な文化財とそれを取り巻く景観を保全するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第85号につきましては、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第3号）でございます。今回、既定額に1億2,576万4,000円を追加し、予算総額を63億330万円と定めています。なお、今回の補正に当たり、職員の人事異動に伴う職員給与等につきまして、全般的に補正措置をしています。

補正予算の主な内容は、総務費では、個人番号カード用機器購入費としまして117万4,000円、民生費では、特別会計国民健康保険事業への繰出金3,075万3,

000円、特別会計介護保険への繰出金1,300万円、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金返還金ほか各種国・県返還金で2,398万6,000円を措置しています。農林水産業費では、特別会計農業集落排水事業への繰出金として277万3,000円、土木費では、維持補修工事で800万円、教育費では、放課後児童対策業務委託料で204万4,000円を追加措置しています。

一方、歳入につきましては、分担金、国・県補助金、繰入金・繰越金、諸収入、町債等を見込み措置しています。

次に、議案第86号につきましては、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に8,093万4,000円を追加し、予算総額を24億6,902万5,000円と定めております。

補正予算の主な内容につきましては、一般被保険者療養給付費5,124万1,000円、過年度分療養給付費負担金返還金等2,961万円を措置しております。

次に、議案第87号につきましては、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。今回、既定額に9,388万3,000円を追加し、予算総額を14億2,594万9,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、介護給付費9,200万円、過年度分地域支援事業交付金に係る返還金33万7,000円を措置しています。

次に、議案第88号につきましては、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に225万3,000円を追加し、予算総額を2億6,496万3,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で216万1,000円を措置しています。

次に、議案第89号につきましては、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。今回、既定額に277万3,000円を追加し、予算総額を1億8,809万8,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、施設維持管理費に係る修繕料等を措置しております。

次に、議案第90号につきましては、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回、既定額から476万6,000円を減額し、予算総額を8億6,037万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次に、議案第91号につきましては、工事請負変更契約の締結（平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事）でございます。本議案は、平成27年6月議会定例会でご承認いただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでありま

す。

変更契約の主な内容は、国土交通省が工事用道路として使用した町道新川南線の復旧範囲及び工法の確定に伴いまして、舗装工の追加及び残土処分場内の盛り土のり面工及び排水工の追加に伴うもので、1,852万2,000円を増額し、契約金額を2億266万2,000円とするものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては、担当課長、企画員より説明させますので、ご審議の上ご承認を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いしておきます。

△日程第4 議案第58号～日程第17 議案第71号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件を一括議題といたします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付してありますとおり、決算審査報告書が提出されていますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成27年12月7日、上富田町議会議長奥田誠殿。

決算審査特別委員会委員長沖田公子。

決算審査報告書。

平成27年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの14件。

2、審査結果。

議案第58号から議案第70号までを認定とし、議案第71号について可決及び認定

とする。

3、審査年月日。

平成27年9月11日、10月8日、10月9日、10月19日、10月20日、10月29日、11月9日。

4、審査内容は別紙のとおり。

以上です。

○議長（奥田 誠）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

9番、沖田公子君。

○9番（沖田公子）

決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成26年度一般会計並びに各特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中7日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件についての審査結果は、委員会として、議案第58号から議案第70号までを認定とし、議案第71号については可決及び認定ということに決定しました。

決算審査報告書を提出していますので、簡単にその内容について報告をさせていただきます。

まず初めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入歳出関係と年度別の一般会計収支実績表を掲載しています。平成26年度決算額の歳入歳出差引額は3億8,636万9,000円で、翌年度への繰り越すべき財源2億8,753万5,000円を除いた実質収支は、9,883万4,000円となっています。

3ページの歳入関係については、まず対前年度で比較すると、減額となった主な項目では、地方譲与税でマイナス4.9%、289万円の減、利子割交付金でマイナス19.1%、124万円の減、ゴルフ場利用税交付金でマイナス9.4%、283万5,000円の減、自動車取得税交付金でマイナス55.9%、892万8,000円の減、寄附金マイナス12.9%、133万9,000円の減となっております。

町税全体としてはプラス3.7%で、5,628万5,000円の増となっており、内訳として、町民税で5.5%の増、固定資産税で3.2%の増、町たばこ税で0.8%の減、入湯税で2.9%の減となっており、軽自動車税については1.2%の増となっています。町たばこ税については年々減少傾向が続いたが、平成22年の値上げに

より増額に転じ、平成26年度では1億5,070万4,000円となり、平成22年度比5,998万1,000円の166.1%の大幅増となっております。これは消費税導入前の駆け込み需要と平成25年度の税制改正及び大手スーパーの販売によるものと考えられます。

地方特例交付金が2万7,000円、0.3%減、使用料及び手数料で165万8,000円、1.4%減、地方交付税で4,166万4,000円、2.3%減、財産収入で5,221万3,000円、48.4%減。

一方、配当割交付金プラス84.9%、812万2,000円の増、地方消費税交付金プラス23.0%、2,637万6,000円の増、国庫支出金2,536万2,000円、4.5%増、諸収入で4億2,808万7,000円、164%増、繰越金2億4,912万8,000円、201.2%増となっております、このうち諸収入は大内谷残土処分料の約6億円が理由で、繰越金の大幅増は大内谷残土処分場整備事業の約2億円が理由となっております。

年々地方財政が厳しさを増しており、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況となっております。自主財源は対前年度に比べて6億321万5,000円、25.5%の増となっております、これは繰越金、諸収入の増加が主な原因となっております。いずれにしても、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであるから、今後もできる限り自主財源の確保に努めるべきと考えます。また、事業の推進に当たっては、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされたいと指摘をしているところです。

次に、4ページの歳出関係について、性質別の構成比では、消費的経費が56.2%、金額にして36億4,548万3,000円で、このうち人件費は前年度に比べて7.9%の増、維持補修費で61.5%の増となっております。物件費では3.5%の増、扶助費では6.9%の増、補助費等では8.8%の減となっております。これは、物件費で子ども・子育て支援制度に係るシステム構築業務委託料、クラウドシステム構築委託料の増によるものです。また、扶助費については臨時福祉給付金の増、補助費等については介護基盤緊急整備等臨時特例補助金の減が原因となっております。全体的に消費的経費は前年度に比べ、ほぼ変わらずになっています。

次に、投資的経費の構成比は14.1%、金額にして8億6,983万6,000円で、普通建設事業費について見ると、対前年度比では14.9%の減となっております。補助事業費では救馬谷等排水路設置工事とトンネル、橋梁等安全点検業務委託料の減により40.5%、また単独事業については13.4%、金額にして1億2,316万4,000円の減となっております、これは、防災行政無線デジタル化整備工事請負費、庁舎耐

震改修事業の減少が主な原因となっています。当年度一般会計収支実績では、実質収支で9,883万4,000円の黒字、単年度収支は20万8,000円の黒字となっています。

厳しい財政事情が続く中で行財政改革の効果があらわれていると考えるが、今後においても限られた財源を有効に活用され、第4次総合計画の基本理念である「明るく豊かなまちづくり」～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～の目標実現のため、なお一層の努力を望むものです。

次に、5ページは、歳入の年度別、款別の状況の表を記載しています。平成26年度の歳入合計のうち自主財源は45.3%、また依存財源では54.7%の構成比となっています。

また、6ページでは、自主財源と町税の状況を示しており、自主財源を確保して歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるので、さらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は15億6,209万4,000円で、全体的に見ると前年度より3.7%の増となっています。各税の増減について記載のとおりです。

また、町税の未収金は総額で1億4,009万円、徴収率については昨年度より0.2%ダウンの91.5%となっています。徴収率の高い低いが町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、今後も徴収率の向上に努め、また税負担の公平に反することにならないよう、納税意識の普及向上に努力されたいと指摘をしています。

7ページの町債の状況では、本年度の借入額は一般会計で5億3万5,000円、前年度に比べて38.2%の減となっています。償還金は後年度においての財政負担になるので、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運営に努められたい。

また、7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しています。

本年度の経常収支比率は90.9%となっており、前年度より0.6%悪化しており、経常収支比率は一般的に市町村では75%以下が望ましいとされているので、今後も経常経費の抑制に留意し、一層財政構造の弾力性の確保に努められたい。

公債費の状況としては、実質公債費比率が13.3%となっており、起債の借り入れをする際、実質公債費比率18.0%未満は協議となり、一昨年より改善が図られています。実質公債費比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示すことになるので、今後なお一層適正化を図り、財政の健全化に努力されたいと指摘しているところです。

次に、10ページの各特別会計の決算額表についてです。13の特別会計についての

決算額を記載しています。

各特別会計につきましても、それぞれ審査を行いました。

その概要を申し上げますと、まず初めに、11ページの国民健康保険事業会計です。平成26年度の決算額実質収支は8,087万1,000円の黒字となっており、保険税については、平成26年度においては税額が据え置かれており、数年前と比較すると安定してきた財政運営がなされていると思われ、今後の税率改定においても国保の財政の十分な分析を行い、的確な状況判断の中、国保運営協議会を中心とした住民目線での税率改定に配慮願いたいと思います。

また、高齢化社会の中、国保財政においては依然厳しい状況が続くことが予想されます。こういった状況で、医療、介護と連携のとれた福祉対策が必須であると思われ、来る高齢化社会に対応すべく、福祉対策により医療費、介護費の抑制を行い、安定した国保財政の運営に努められたい。なお、和歌山県の国民健康保険の状況平成26年度版によると、上富田町の1人当たりの診療費は22万3,988円と前年度21万9,691円より4,297円の増となっている。県下では2番目に少ない医療費となっております。参考に、一番少ない町はみなべ町で、20万9,071円です。

次に、宅地造成事業会計の決算は、実質収支が3億9,344万4,000円の赤字となっています。前年度と比べ赤字は減少しているが、多額の赤字が生じている中で分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けての年次計画の策定等を行い、健全財政の運営維持に努められたい。

宅地取得資金・住宅新築資金貸付事業会計については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立し、管理と回収に関する事務等を共同処理することになり、徴収等の取り組みを進めています。今後も滞納額の徴収については個別実態を勘案の上、また新たな滞納を出さない方針で万全を期して対応されたい。

農業集落排水事業会計については、全地区が供用を開始し、つなぎ込み率も年々ふえてきています。今後もつなぎ込み率の向上に向けた努力や施設の維持管理と公共水域の水質保全の貢献に努められたい。また、使用料の未収金についても、今後滞納額がふえないよう努力されたい。なお、各地区のつなぎ込み率については記載のとおりです。

公共下水道事業会計では、平成19年の供用開始から8年目となりました。供用開始区域につきましても、平成27年3月現在91.0ヘクタールとなり、全体計画の31.0%となりました。また、平成22年5月より丹田台地区についても公共下水道として接続し、これによりまして、つなぎ込み率も平成27年3月末では1,583戸のうち788戸の接続で、49.8%となっています。今後も加入率の向上を図るとともに公共下水道の整備に努められたい。

介護保険会計については、保険給付費が前年度より9.7%、1億999万8,000円の増となっており、介護保険事業は年々サービス利用料がふえてきている状況です。町では、介護予防事業等に積極的に取り組み保険給付費の抑制に努めているが、介護を必要とする人の増加が予想されます。介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の確保に努められたい。また、保険料では、普通徴収での未納が発生している被保険者に対しては、制度の大切さをより一層周知され、未収金の徴収に努められたい。

後期高齢者医療会計については、歳出で療養給付費負担金が1億786万4,000円で、前年度より355万9,000円の増となっています。高齢化の影響により医療費が年々増加しております。国保と健診等で連携を図りながら医療費の抑制に努められたい。また、保険料では普通徴収で未収金が発生しているため、被保険者には制度の大切さをより周知していただき、未収金の徴収に努められたい。

診療所事業会計については、歳入歳出同額の3,550万8,000円ではありますが、うち一般会計からの繰り入れが2,029万9,000円となっております。昨年の指摘事項に基づき南和歌山医療センターとは幾度となく協議を行っているようだが、実りある結論には達していない。別の方法も模索されているようだが、早急に結論を出し、結果いかんによっては判断する段階に来ているとの認識を持たれたい。一般会計の負担減に努められたい。

水道事業会計については、当年度純利益1億1,202万8,000円、前年度繰越利益剰余金はゼロ円であり、その他未処分利益剰余金変動額6億5,378万4,000円、当年度未処分利益剰余金として7億6,581万2,000円となっています。今後においても、さらに公営企業の原則である経営の健全化に取り組み、安全で安定した水の供給に努められたい。

以上、各会計・特別会計についても指摘等をしているところです。また、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び公営企業の経営の健全化に関する資金不足比率の公表が一昨年度の決算から適用となっています。平成26年度の決算については基準内となっていますが、今後においても財政の健全化には十分留意されたい。

次に、16ページから17ページについては未収金関係です。平成26年度末の現年度分についての収入未済額・徴収率についても記載しています。

未収金については、全会計を一括して内容の説明を受け審査を行いました。全会計の平成26年度末の未収金は、総額で4億4,573万7,707円となっています。未収金の対策については、町内で設置している未収金対策協議会を中心に各課連携のもと、

新たな未納者、滞納者の発生を減らすために定期的な督促状や催告書の発送、訪問徴収等を行っており、また町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例の施行、法的手続として差し押さえの執行を行い、徐々に成果もあらわれている状況です。

国民健康保険税では悪質な滞納者には資格証明書の発行、水道料についても悪質未納者に対しては給水停止等それぞれ積極的な取り組みを行っています。

今後においても、納税の意識の高揚を図るとともに新しい未収金はつくらないことを基本に置き、未納者個々の実態調査、分析を行い、未収金対策協議会を中心に各課密接な連携のもと納税義務の公平、公正を期するため、特に悪質滞納者については、引き続き和歌山地方税回収機構への移管等必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収を図りたいと指摘をしているところです。なお、コンビニ収納率及び和歌山地方税回収機構への移管状況等については記載している表のとおりです。ご参考ください。

最後の18ページについては、委員会の総括での特別指摘事項を記載しています。個別指摘事項については5項目あります。

1、負担金、補助及び交付金について、経費の使途、積算基礎を十分把握するとともに、その支出の妥当性についても、検討されたい。

2、特別会計診療所事業については、南和歌山医療センターとも協議を重ねているとの説明を受けた。他の方法も模索しているとのことだが、将来設計が見通せない場合は、この特別会計だけではなく、町全般の財政に重くのしかかる問題として、結論を急ぐ必要があるのではないか。検討されたい。

3、リース契約をする場合、買い取りとの比較においてその優位性を十分認識の上、契約をされたい。

4、文化会館は築後19年がたち、つりもの、音響、照明、空調等設備改修には総額1億円以上かかる見込みとのことである。災害時の避難場所や紀南地域の文化の発信拠点であり、このまま放置するわけにはいかないと考えるが、改修にかかる費用は一般財源であり、財源的には厳しい。改修については、年次計画で対応する必要があるのでは。

5、未収金対策については、徴収実績向上の努力も認められるが、今後においても滞納者個々の実態把握に努め、未収金対策協議会を中心に情報・徴収ノウハウを共有するよう各課連携を密にし、対応されたい。

以上5項目にわたり指導しているところです。

その他、詳しくは報告書をご参考ください。

以上で、平成26年度決算に伴う決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑については委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点よろしくお願いいたします。

△日程第4 議案第58号

○議長（奥田 誠）

日程第4 議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君、反対討論をお願いします。

○5番（九鬼裕見子）

一般会計に対しての反対討論を行います。

実質収支額は9,883万4,000円が前年度に比べて繰り越しとなっているんですが、決算を見たときに地方財政が厳しさを増してきているといいながら、例えばイベントへの助成金など、まだまだ検討されるべきことがあるのではないかなというふうに私は考えています。本当に住民にとって、この一般会計が本当に住民目線になっているのかという点で、もう一度やっぱり考え直すべき決算ではなかったのかなというふうに考えています。文化活動については、本当に大事なことだとは思いますが、年々財政が苦しくなっている中での文化活動への助成金というのは、やはり自分たちで頑張るってやるというような形でないと今後ますます大変な財源になってくると思いますので、そういう意味で私は一般会計の決算に対しては反対をします。

○議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立を願います。起立無理な方は挙手でも結構です。

（賛成者起立・挙手）

○議長（奥田 誠）

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決定いたしました。

△日程第5 議案第59号

○議長（奥田 誠）

日程第5 議案第59号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君、反対討論を認めます。

○5番（九鬼裕見子）

国保会計ですが、滞納が1億4,600万円近くあります。その中で、なぜ国保税がこんなにも滞納するかと考えたときに、本当に国保税が高過ぎて払えない方もたくさんおられます。そんな中で、和歌山県の中でも上富田町の国保税はかなりのランクで高く

なっていると思います。そういう意味で、本当に医療にかかれなくて短期証とか資格証の方もおられる中で、少しでも保険税が抑えられて皆さんが安心して医療にかかるような国保でなければならないと思います。そういう意味で、いま一度私は見直しが必要ではないかという思いで反対の討論を行います。

○議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立または挙手をお願いします。

（賛成者起立・挙手）

○議長（奥田 誠）

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第60号

○議長（奥田 誠）

日程第6 議案第60号、平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

宅地造成事業会計の中で、保有地に対して売却をするようななどの指摘をされていますが、26年度の決算を見たときに、4億近い繰り上げ充用での処理になっています。普通家庭で考えれば、これだけの金額を繰り上げで購入するというようなことは考えられません。やはりもっと計画的に、いつもお金がないと言われる町政の中で4億近いお金を使つての……

（「普通の家庭とは違うぞ」の声あり）

○5番（九鬼裕見子）

それは、違うのはわかっています。でも、会計のやりくりというのは一緒だと思いません。でも、宅地造成を4億近く繰り上げ充用してまで買う必要があったのかというふうには私は思いますので、この決算に対しては反対を表明します。

○議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立または挙手をお願いします。

（賛成者起立・挙手）

○議長（奥田 誠）

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第61号

○議長（奥田 誠）

日程第7 議案第61号、平成26年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成26年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第62号

○議長（奥田 誠）

日程第8 議案第62号、平成26年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、平成26年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第63号

○議長(奥田 誠)

日程第9 議案第63号、平成26年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、平成26年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第64号

○議長（奥田 誠）

日程第10 議案第64号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第65号

○議長(奥田 誠)

日程第11 議案第65号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第12 議案第66号

○議長(奥田 誠)

日程第12 議案第66号、平成26年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番(九鬼裕見子)

介護保険の歳入歳出に対する、決算書に対する反対討論を行います。

26年度で500万近くの滞納になっているのですが、ただ滞納になっているから悪いというのではなくて、なぜ本当にこの介護保険料が払えないのかということ考えたときに、徴収の金額が住民にとっては負担になっているのではないかと思います。決して介護保険の介護にかからないからとかそういう意味ではなくて、年金がわずかな中で介護保険料を支払うということが大変な状況になってきていると思います。そういう意味で、介護保険料に対する減額がまだまだ必要ではないかと思いますので、この決算に対しては反対討論とします。

○議長(奥田 誠)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、平成26年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長（奥田 誠）

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第67号

○議長（奥田 誠）

日程第13 議案第67号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

後期高齢者医療費に対する歳入歳出の決算認定ですが、未納金が100万程度になっています。もともと後期高齢者の方は75歳以上で、上富田町では75%ぐらいの方が減免措置を受けての支払いとなっています。そんな中でも100万近くの未納額があるということは、年金が少ない上に支払いが大変になっているということです。もともと後期高齢者医療制度は国保から別枠にされたことから、高齢者の方が大変な状況に追い込まれています。そういう意味からも、私はこの後期高齢者医療制度そのものにも疑問を感じていますし、こういう形で定収入というか年金が少ない中での徴収はかなりの負担になっていますので、そういったことをもっともっと考えていただきたいと思います。そういう意味で、この決算に対しては反対ということで表明します。

○議長（奥田 誠）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長（奥田 誠）

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第68号

○議長（奥田 誠）

日程第14 議案第68号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第15 議案第69号

○議長(奥田 誠)

日程第15 議案第69号、平成26年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、平成26年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第16 議案第70号

○議長(奥田 誠)

日程第16 議案第70号、平成26年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、平成26年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第17 議案第71号

○議長(奥田 誠)

日程第17 議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時54分

○議長(奥田 誠)

再開します。

△日程第18 議案第78号～日程第31 議案第91号

○議長(奥田 誠)

日程第18 議案第78号、紀南地方児童福祉施設組合理約の変更に関する協議についての件から日程第31 議案第91号、工事請負変更契約の締結について(平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事)の件まで14件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員(坂本 巖)

よろしくお願いたします。私のほうからは議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、紀南地方児童福祉施設組合理約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、紀南地方児童福祉施設組合理約を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

紀南地方児童福祉施設組合理約の一部を改正する規約（案）。

紀南地方児童福祉施設組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「和歌山県立白浜なぎさホーム」の」を「白浜なぎさホーム」の設置、」に改める。

第4条中「和歌山県立白浜なぎさホーム」を「白浜なぎさホーム」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2、前項に規定する関係市町の負担金は、次のとおりとする。ただし、田辺市及び串本町の人口割は合併前の大塔村、中辺路町及び串本町の区域内の数値をもとに算出する。
均等割50パーセント。

人口割50パーセント。

第12条に次の1項を加える。

3、前項の人口割は、前年の10月1日現在の住民基本台帳に基づく人口によるものとする。

附則、この規約は、平成28年4月1日から施行する。

このたびの規約の一部改正につきましては、紀南地方児童福祉施設組合で管理運営している和歌山県立白浜なぎさホームが、平成28年4月1日に和歌山県より設置主体が紀南地方児童福祉施設組合に移管することに伴う変更を行うとともに、関係市町の負担金の変更について所要額の改正をしたものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、お目通しよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

よろしくお願いいたします。私からは議案第79号及び第80号につきましてご説明申し上げます。

議案第79号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例等の一部改正。

上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

以下、改め箇所を記載しておりますが、今回の改正は地方税法施行規則の一部を改正する総務省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

本年6月定例会におきまして、可決をいただきました税条例の一部改正のうち附則におきまして、番号法に関する規定の施行期日について、番号法附則第1条第4号に掲げる規定が平成28年1月1日に施行されることから、施行期日の到来していない規定の一部を改正するための一部改正でございます。

改正内容は、番号法におきまして、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定される個人番号または法人番号を税務当局へ提出する申告書等の様式に記載する欄等を規定するもので、改正箇所は第63条の2第1項1号、第89条第2項2号、第139条の3第1項、第149条第1項にそれぞれ番号法第2条第15項の規定を加えるものでございます。

参考資料として、2ページ以下に新旧対照表を添付してございますので、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

なお、附則で、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようどうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第80号をご説明申し上げます。

議案第80号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

この改正につきましても、地方税法施行規則の一部を改正する省令が9月30日に公

布されたことに伴う改正でございます。

改正内容につきましては、今申し上げたとおりでございます。参考資料として新旧対照表を添付してございますので、恐れ入りますが、お目通しをよろしくお願いいたします。

なお、附則におきまして、この条例は、番号法第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。私からは議案第81号についてご説明をいたします。

議案第81号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

改正内容につきましては、介護保険料の徴収猶予並びに減免の申請のときに提出する申請書に番号法において特定の個人を識別するための番号として指定された個人番号を記載する旨の規定を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行するとしてございます。

なお、次のページから、参考資料としまして新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは議案第 8 2 号と議案第 8 3 号についてご説明申し上げます。

議案第 8 2 号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び同法第 1 9 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定内容は、個人番号を独自に利用する事務を規定するとともに庁内連携、機関連携を行う事務及び特定個人情報を定めています。

それでは、制定条文をお願いします。

第 1 条で、条例制定の趣旨を定めています。

第 2 条で、この条例において用いる用語の定義を定めています。

第 3 条で、町の責務として、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを定めています。

第 4 条で、番号法第 9 条第 2 項に基づき、個人番号を独自に利用する事務を定めています。番号法別表第 1 に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用、独自利用と同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用、庁内連携を定めたものでございます。

次のページをお願いします。

第 5 条では、番号法第 1 9 条第 9 号に基づき、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供する場合を定めたものでございます。

第 6 条で、規則への委任を定めています。

附則で、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日）から施行するとしてございます。

次のページをお願いします。

別表第1で、個人番号の独自利用を行う事務を定めています。

別表第2で、庁内連携を行う事務及び特定個人情報定めています。

次のページをお願いします。

別表第3で、機関連携を行う事務及び特定個人情報定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第83号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

この条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われました。これにあわせて、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の趣旨としましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化され、旧共済組合期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は原則として厚生年金が支給されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、本条例の附則第5条に規定されています傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金等について、他の法律による給付との併給調整に係る率を定める等のための改正でございます。また、語句の整理等所要の改正を行っております。

8ページをお願いします。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するとしてございます。

また、第2項及び第3項で、経過措置としまして、改正後及び改正前の上富田町消防団員等公務災害補償条例の適用範囲を定めています。

9ページ目からは、新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

よろしく申し上げます。私のほうからは議案第84号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第84号、上富田町歴史文化的景観保全条例。

上富田町歴史文化的景観保全条例を別紙のように制定する。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町歴史文化的景観保全条例（案）。

この条例につきましては、平成27年10月7日付で官報告示をもって国指定となりました、名勝指定では八上神社、田中神社、また史跡指定では八上王子跡、稲葉根王子跡の貴重な文化財とそれを取り巻く景観を保全するために条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第1条では、文化財保全の目的を定めています。

第2条から3条では、歴史文化的景観保全の町の責務及び町民、事業者の責務を定めています。

第4条では、景観保全地区の指定について定めています。うち1号では、指定に当たって文化財保護法の規定により、指定された重要文化財、史跡、名勝もしくは天然記念物を有する地域として定めています。今回はこの史跡、名勝が対象指定地区となります。

第5条では、指定された保全地区において許可の必要な行為を定めています。

次のページをお願いします。

第6条では、前条の許可行為において許可の行為を定めていますが、国の機関等に関する特例を定めています。国の機関等が行う行為については適用しないと、事前協議を必要とすると定めています。

第7条では、条例第5条1項景観保全地区の行為の許可について定めていますが、これの適用除外について定めています。1号から3号では、文化財保護法等に基づき、文化財の現状変更、修理、復旧、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合であって許可の受けたもの、また4号から9号では、文化財の修理、復旧をしようとするときは文化庁の届け出のあるもの及び補助事業、また国・県の事業で同意や許可を得たものについての除外を定めています。

第8条から9条では、上富田町景観保全審議会の設置及び審議会の組織等について定めています。

次のページをお願いします。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行すると定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第85号につきましてご説明いたします。

議案第85号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,576万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億330万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額に16万6,000円を追加し7,093万2,000円と定めています。

14款国庫支出金では、補正前の額に2,341万5,000円を追加、15款県支出金では、補正前の額に1,482万7,000円を追加、18款繰入金では、補正前の額から202万8,000円を減額、19款繰越金では、補正前の額に8,883万3,000円を追加、20款諸収入では、補正前の額に15万1,000円を追加、21款町債では、補正前の額に40万円を追加、歳入合計では、補正前の額に1億2,576万4,000円を追加し63億330万円と定めています。

次に、歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額に6万5,000円を追加し9,366万2,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額に761万6,000円を追加、3款民生費では、補正前の額に9,470万7,000円を追加、4款衛生費では、補正前の額に425万9,000円を追加、15款農林水産業費では、補正前の額に825万9,000円を追加、6款商工費では、補正前の額に9,000円を追加、7款土木費では、補正前の額に507万5,000円を追加、8款消防費では、補正前の額に133万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

9款教育費では、補正前の額に294万1,000円を追加、10款災害復旧費では、補正前の額に150万円を追加、歳出合計では、補正前の額に1億2,576万4,000円を追加し63億330万円と定めています。

「第2表 地方債補正」です。

変更では、農林水産施設災害復旧事業につきまして、限度額に40万円を追加し210万円と定めています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから8ページ、9ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、今回の補正は職員の人事異動に伴う給与費等の補正を行っております。

1款議会費では6万5,000円を追加、主なものとしまして、研修会のバス借り上げ料を措置しています。

2款総務費の一般管理費では1,699万円を追加、主なものとしまして、春の叙勲を受章されました方々の報償費等3万2,000円、使用料及び賃借料で、国体期間中の公用車借り上げ料47万円、出向職員の住宅借り上げ料87万5,000円、備品購入費で、連続帳票の裁断機購入費106万2,000円を措置しています。

財産管理費では3万6,000円を追加、町有建物火災保険料で一瀬王子公衆トイレ分を措置しています。

次のページをお願いいたします。

防災対策費では37万6,000円を追加、交通安全対策費では72万円を追加、チャイルドシートの購入費補助金27万円、防犯灯の設置補助金45万円を措置しています。

企画費では38万2,000円を減額、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では71万円を追加、国際交流協会の補助金85万円を措置、武道用具等購入補助金14万円を減額措置しています。

史跡調査費では、人事異動に伴う職員給与費等で575万円を減額措置しております。

次のページをお願いいたします。

税務総務費では、職員給与費等735万6,000円を減額措置しています。

戸籍住民基本台帳費では200万9,000円を追加、主なものとしまして、備品購入費で、通知カード及び個人番号カードの裏面に住所変更等を記載するためのシステム及び顔認証システムの購入費で117万4,000円、個人番号カードの交付事業交付金を減額し、個人番号カードの作成委託料及び通信運搬費に組み替え措置をしております。

次のページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では18万7,000円を追加、選挙権年齢の18歳以上引き下げに伴うシステム改修委託料15万2,000円を措置しています。

統計調査総務費では7万6,000円を追加、3款民生費の社会福祉総務費では1,435万8,000円を追加、主なものとしまして、委託料で、国民年金若年納付猶予の対象年齢が30歳から50歳まで拡大されましたので、それに伴うシステム改修委託料29万4,000円、繰出金で特別会計介護保険繰出金1,300万円を措置しています。

障害福祉費では2,398万6,000円を追加、過年度分の地域生活支援事業費県費補助金返還金ほか2,398万6,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では3,423万円を追加、主なものとしまして、扶助費で、老人医療費ほか299万6,000円、繰出金で、特別会計国民健康保険事業・後期高齢者医療繰出金3,091万5,000円を措置しています。

児童福祉総務費では1,678万円を追加、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金で、生馬地区に開始予定の小規模保育事業者への補助金1,650万円を措置しています。

保育運営費では1,128万3,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、委託料で、田辺市ほかへの広域入所保育運営委託料で880万円を措置しています。

児童措置費では、扶助費で593万円を減額、児童手当費を減額措置しております。

4款衛生費の保健衛生総務費では54万8,000円を追加、主なものとしまして、備品購入費で、乳幼児用体重測定器購入費10万6,000円、扶助費で予防接種健康被害救済給付金6万5,000円を措置しています。

予防費では169万8,000円を追加、主なものとしまして、委託料で、インフルエンザワクチンの3価から4価への変更に伴い55万2,000円、胃がん等の検診対象範囲の変更に伴うシステム改修委託料で59万4,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

清掃総務費では201万3,000円を追加、需用費で、不燃物処理場の光熱水費及び修繕料としまして109万5,000円、負担金、補助及び交付金で確定しました上大中清掃施設組合の運営負担金と普通交付税算入分53万3,000円を措置しています。

5款農林水産業費の農業委員会費では274万7,000円を追加、主なものとして、農地の借り主に対しての補助として、和歌山版農地活用総合支援事業で83万3,000円、また貸し主に対しての補助として、農地集積集約化対策事業補助金110万4,000円を措置しています。

農業総務費では296万7,000円を追加、主なものとして、繰出金で、特別会計農業集落排水事業繰出金277万3,000円を措置しています。

農業振興費では55万円を追加、多面的機能支払交付金事業に対応した水土里情報地図システムの使用料55万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

林業総務費では199万5,000円を追加、主なものとして、委託料で、カシノナガキクイムシ伐倒駆除のための森林病虫害対策業務委託料200万円を措置しています。事業実施場所につきましては、稲葉根、八上神社、県林業センター裏ほか町有地となります。

6款商工費の商工総務費では9,000円を追加、7款土木費の土木総務費では388万2,000円を減額、人事異動に伴う職員給与費等で486万円を減額、負担金、補助及び交付金では、生馬口町内会館修繕補助金ほか97万8,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁維持費では800万円を追加、丹田台地区の町道舗装工事請負費を措置しています。

高速道路推進費では23万2,000円を追加、社会資本整備総合交付金事業費では28万3,000円を追加、河川改良費では9万3,000円を追加、公営住宅建設事業費では34万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

8款消防費の常備消防費では119万1,000円を追加、消防事務業務委託料前年度精算分として119万1,000円を措置しています。

水防費では14万2,000円を追加、7月16日に来ました台風11号ほか対応しました職員の手当を措置しています。+

9款教育費の事務局費では175万3,000円を減額、主なものとしまして、6月18、19日で実施しました福井県、石川県への教職員先進校研修につきまして、精算による組み替え措置をしております。

また、負担金、補助及び交付金では、私立幼稚園就園奨励費補助金ほか155万円を減額措置しております。

次のページをお願いいたします。

学校管理費では18万4,000円を追加、主なものとしまして、朝来、岡、市ノ瀬小学校の校舎外壁の修繕料80万5,000円を措置しています。

使用料及び賃借料では、パーソナルコンピューターの借り上げ料68万1,000円を減額措置しています。

教育振興費では10万8,000円を追加、特別支援教育就学奨励費10万8,000円を措置しています。

中学校の学校管理費では、同じく校舎外壁の修繕料30万9,000円を措置しています。

教育振興費では180万4,000円を減額、扶助費の特別支援教育就学奨励費で5万4,000円を、要保護及び準要保護生徒援助費で175万円を減額措置しています。

社会教育総務費では5万1,000円を追加、公民館運営費では28万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

青少年対策費では2万6,000円を追加、児童館運営費では5万6,000円を追加、放課後児童対策費では204万4,000円を追加、放課後児童対策業務委託料204万4,000円を措置しています。

文化会館運営費では66万3,000円を追加、主なものとしまして、修繕料で多目的トイレの修繕及び2階和室の畳の表がえ等で57万2,000円を措置しています。

保健体育総務費では179万9,000円を追加、主なものとしまして、紀の国わかやま国体・わかやま大会の準備、開催に要しました職員時間外勤務手当を措置しています。

次の40ページをお願いいたします。

体育施設管理費では97万2,000円を追加、スポーツセンターテニスコートの防球ネット及び点字タイトルの修繕料としまして97万2,000円を措置しています。

10款災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧事業費では、災害復旧工事請負費40万円、現年発生農地災害復旧事業費では、災害復旧工事請負費110万円を措置しています。

次の42ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入につきましてご説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源です。

12款分担金及び負担金では、災害復旧費分担金で、農地災害復旧事業分担金10万1,000円、農業用施設災害復旧事業分担金6万5,000円を措置しています。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金1,425万4,000円を措置し、児童手当負担金では360万3,000円を減額措置しています。

総務費国庫補助金では、選挙人名簿システム改修補助金4万8,000円、民生費国庫補助金では、国民年金システム改修費補助金29万3,000円、災害復旧費国庫補助金では、現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金23万9,000円、現年発生農地災害復旧事業費補助金50万2,000円の合わせて1,276万4,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金の民生費県負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金819万8,000円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金11万9,000円を措置しています。

児童手当費では116万3,000円を減額、衛生費県負担金では、予防接種健康被害救済給付費負担金4万9,000円を措置しています。

民生費県補助金では、社会福祉費補助金で、老人医療費補助金ほか101万5,000円を措置し、児童福祉費補助金では、乳幼児医療費補助金ほか216万3,000円を措置し、農林業費県補助金では、農業費補助金で、多面的機能支払推進事業交付金ほか244万6,000円を措置しています。

林業費補助金では、紀の国森林環境保全林整備事業補助金200万円を措置しています。

18款繰入金の財政調整基金繰入金では202万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

19款繰越金の前年度繰越金では8,883万3,000円を措置しています。

20款諸収入の雑入では、ひとり親家庭医療費公費負担分戻入としまして15万1,000円を措置しています。

21款町債の現年発生農業用施設災害復旧事業債で40万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 3 7 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

教育委員会総務課長、家高君と産業建設課企画員の中松企画員のほうから、午後から公務のため早退届が出ておりますので報告をいたします。

それでは、午前に引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしく願いいたします。私からは議案第 8 6 号から議案第 8 8 号についてご説明いたします。

議案第 8 6 号、平成 2 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 7 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 0 9 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 6, 9 0 2 万 5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額に 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加し 5 億 2, 4 7 0 万 4, 0 0 0 円と定めています。

6 款県支出金では、補正前の額から 6 1 万 5, 0 0 0 円を減額、8 款財産収入では、

補正前の額に1万6,000円を追加、9款繰入金では、補正前の額に52万円を追加、10款繰越金では、補正前の額に8,086万円を追加、11款諸収入では、補正前の額に1万8,000円を追加、歳入合計といたしまして、補正前の額に8,093万4,000円を追加し24億6,902万5,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に6万7,000円を追加し4,950万4,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に5,124万1,000円を追加、3款後期高齢者支援金等では補正額はございませんが、財源の更正を行っています。

6款介護納付金では同じく補正額はございませんが、同じく財源の更正を行ってございます。

9款基金積立金では、補正前の額に1万6,000円を追加、11款諸支出金では、補正前の額に2,961万円を追加、歳出合計といたしまして、補正前の額に8,093万4,000円を追加し24億6,902万5,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから次の6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、3目特定健康審査等負担金では、過年度分特定健康審査等負担金13万5,000円を措置しています。

6款県支出金、2目特定健康審査等負担金では、同じく過年度分特定健康審査等負担金13万5,000円を措置しています。

3目県調整交付金では、特定調整交付金75万円を減額措置してございます。

8款財産収入、1目利子及び配当金では、国民健康保険基金預金利子1万6,000円を措置しています。

9款繰入金、1目一般会計繰入金では3,075万3,000円を追加、主なもので、国民健康保険保険基盤安定繰入金保険者支援分2,850万8,000円を措置しています。

次の10ページ、11ページをお願いします。

9款繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では3,023万3,000円を減額措置しゼロ円としてございます。本予算執行後の基金の残高は2億4,006万2,928

円となります。

10款繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金8,086万円を措置しています。

11款諸収入、5目過年度分老人保健拠出金返還金では1万8,000円を措置しています。

次の12ページ、13ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3万6,000円を追加しています。職員の異動等に伴う人件費の措置をしています。

2項徴税费、1目賦課徴収費では3万1,000円を追加、職員の異動に伴う人件費の措置と納税通知書等の印刷製本費1万4,000円を措置してございます。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費では5,124万1,000円を措置しています。

3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では補正額はございませんが、財源内訳の更正を行ってございます。

次の14ページ、15ページをお願いします。

6款介護納付金、1目介護納付金では同じく補正額はありますが、財源内訳の更正を行ってございます。

9款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では1万8,000円を措置しています。

11款諸支出金、1目返還金では2,961万円を追加、過年度療養給付費負担金返還金を措置してございます。

次の16ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

続いて、議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,388万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,594万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に1,180万5,000円を追加し、2億7,146万3,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額に2,626万3,000円を追加、4款支払基金交付金では、補正前の額に2,893万8,000円を追加、5款県支出金では、補正前の額に1,387万7,000円を追加、7款繰入金では、補正前の額に1,300万円を追加、歳入合計といたしまして、補正前の額に9,388万3,000円を追加し14億2,594万9,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に143万7,000円を追加し3,887万1,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に9,200万円を追加、3款公債費では、補正前の額から39万5,000円を減額、4款地域支援事業費では、補正前の額に40万4,000円を追加、6款諸支出金では、補正前の額に43万7,000円を追加、歳出合計といたしまして、補正前の額に9,388万3,000円を追加し14億2,594万9,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから次の6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では1,180万5,000円を措置しています。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金では1,988万5,000円を措置しています。

2項国庫補助金、1目調整交付金では616万4,000円を措置しています。

2目介護予防事業交付金では6万円を措置しています。

3目包括的支援・任意事業交付金では15万4,000円を措置しています。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金では2,887万1,000円を措置しています。

2目地域支援事業支援交付金では6万7,000円を措置しています。

次の10ページ、11ページをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では1,381万4,000円を措置しています。

2項県補助金、1目介護予防事業交付金では3万円を措置しています。

2目包括的支援・任意事業交付金では3万3,000円を措置しています。

7款繰入金、1目介護給付費繰入金では1,150万円を措置しています。

2目介護予防事業繰入金では3万円を措置しています。

3目包括的支援・任意事業繰入金では3万3,000円を措置しています。

6目その他一般会計繰入金では143万7,000円を措置しています。職員給与費等繰入金と事務費繰入金を措置させていただいております。

次の12ページ、13ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では140万7,000円を措置しています。主なもので0、職員の異動に伴う人件費の措置と通信運搬費20万円を措置しています。これにつきましては、高額介護サービス費の決定通知書等の発送費でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費では、振込手数料3万円を措置しています。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では7,000万円を措置しています。

2目施設介護サービス給付費では1,000万円を措置しています。

次の14ページ、15ページをお願いします。

5目居宅介護サービス計画給付費では700万円を措置しています。居宅介護サービスに係るケアプランの作成料になります。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では500万円を措置しています。介護保険施設に入所または短期入所した場合、所得の少ない方の食費や居住費の負担の軽減が図られています。その軽減分を措置してございます。

3款公債費につきましては、県に償還する財政安定化基金償還金39万5,000円を減額措置してございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目要支援者向け予防サービス等事業費では1,000円を措置してございます。職員手当等で3,000円の減額、共済費で4,000円の追加措置を行ってございます。

次の16ページ、17ページをお願いします。

2目二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費では1万2,000円の減額、3目一次予防事業費では24万6,000円の追加、それぞれ人件費の措置と報償費の21万円につきましては、朝来コミュニティセンター、南紀の台町内会館で行っている介護予防事業に伴う運動指導士に対する謝礼金でございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総務管理費では補正額はゼロであります、職員手当等で2,000円の減額、共済費で2,000円の追加措置を行ってまいります。

3目総合相談・権利擁護事業費では12万3,000円を追加、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では4万6,000円を追加、それぞれ給料、職員手当と共済費に追加措置をしてまいります。

5目任意事業費では、財源内訳の更正を行ってまいります。

次の18ページ、19ページをお願いします。

6款諸支出金、1目償還金では33万7,000円を追加、過年度分地域支援事業交付金に係る返還金を措置してまいります。

2目保険料還付金では、過年度分保険料還付金10万円を措置してまいります。

次の20ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

続いて、議案第88号についてご説明いたします。

議案第88号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,496万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

2款繰入金では、補正前の額に16万2,000円を追加し1億6,546万1,000円と定めています。

3款繰越金では、補正前の額に200万2,000円を追加、4款諸収入では、補正

前の額に7万9,000円を追加、5款使用料及び手数料では、補正前の額に1万円を追加、歳入合計といたしまして、補正前の額に225万3,000円を追加し2億6,496万3,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に1万3,000円を追加し1,061万1,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に216万1,000円を追加、3款保険事業費では、補正前の額に7万9,000円を追加、歳出合計といたしまして、補正前の額に225万3,000円を追加し2億6,496万3,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

3ページから次の4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

2款繰入金、1目一般会計繰入金では16万2,000円を追加、主なもので、保険基盤安定繰入金15万9,000円を措置しています。

3款繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金200万1,000円を措置しています。

4款諸収入、1目雑入では、人間ドック補助金7万9,000円を措置しています。

5款使用料及び手数料、1目督促手数料では1万円を措置しています。

次の8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では1万3,000円を措置しています。職員の人件費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では216万1,000円を措置しています。主なもので、平成26年度徴収保険料、4月、5月の出納閉鎖後に入金のあった200万2,000円を措置してございます。

3款保険事業費、1目保険衛生普及費では、人間ドック補助金7万9,000円を措置しています。当初37名を見込んでいましたが、今回5名を追加し43名分を見込んでおります。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは議案第89号から議案第90号についてご説明申し上げます。

議案第89号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,809万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

4款繰入金、補正前の額に277万3,000円を追加しています。歳入合計では、今回補正前の額に277万3,000円を追加し1億8,809万8,000円と定めております。

歳出です。

1款農業集落排水事業費、補正前の額に277万3,000円を追加しています。歳出合計では、今回補正前の額に277万3,000円を追加し1億8,809万8,000円と定めております。

次のページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入。

4款繰入金、一般会計繰入金、補正前の額に277万3,000円を追加しています。

3、歳出。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目総務費、補正前の額に52万5,000円を追加しています。主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

2目施設維持管理費、補正前の額に224万8,000円を追加しております。補正

予算の主な内容といたしましては、需用費で市ノ瀬南岸地区処理場等4処理場の修繕費でございます。

次のページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第90号、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案第90号、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成27年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額から476万6,000円を減額して4億4,905万8,000円。

第1項営業費用、既定予定額から476万6,000円を減額して3億9,445万6,000円。

第2項営業外費用、既定予定額からゼロ円を補正しております。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように定める。

職員給与費、既定予定額から476万6,000円を減額して4,977万5,000円とする。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

3ページ、予算に関する説明書、目次となっております。

4ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出です。

水道事業費用、既定額から476万6,000円を減額して4億4,905万8,0

00円としております。

営業費用の1目原水及び浄水費から5ページの5目総係費までは職員の人事異動に伴う人件費の調整で、476万6,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

平成27年度予定のキャッシュ・フローの計算書でございます。

これにつきましては、業務活動それから投資活動、それから財務活動の3つに区分して表示しております。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローは2億380万9,833円でございます。

次のページをお願いします。

投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2億2,293万6,000円でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス69万7,784円、資金増加額（又は減少額）につきましてはマイナス1,982万3,951円。資金期首残高4億7,561万2,335円。資金期末残高は4億5,578万8,384円を予定しております。

次のページをお願いします。

8ページから9ページにつきましては、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

10ページをお願いします。

平成27年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても、合計金額で説明させていただきます。

まず、資産の部。

固定資産合計で30億8,261万7,208円となっております。流動資産合計といたしましては5億856万9,599円、資産合計といたしましては35億9,118万6,807円となっております。

次のページをお願いします。

負債の部でございます。

固定負債合計といたしましては10億7,196万1,160円、流動負債合計といたしましては2億25万4,260円、繰延収益合計といたしましては9億5,069万3,106円となっております。負債合計といたしましては22億2,290万8,526円となっております。

次に、資本の部でございます。

資本金といたしましては1億4,642万1,858円となっております。

次のページをお願いいたします。

剰余金合計といたしましては12億2,185万6,423円、資本合計といたしましては13億6,827万8,281円、負債資本合計では35億9,118万6,807円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第91号についてご説明申し上げます。

議案第91号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成27年6月12日契約に係る平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成27年度第1号高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事。

2、契約金額、変更前1億8,414万円、変更後2億266万2,000円、1,852万2,000円の増となっております。

3、契約の相手方、大阪市北区豊崎三丁目19番3号、東急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長津久井雄史。

平成27年12月7日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、車道7メートル、歩道2メートルの新設道路と取りつけ道路を整備しておりまして、国土交通省が工事用道路として使用してございました町道新川南線の舗装復旧範囲及び路床改良について協議が終わり、町の施工範囲が決定しました。

また、残土処分場内の排水工の追加施工等によりまして、今回変更契約を行うものでございます。

主な工事内容といたしましては、舗装工614平米、路床改良工938平米の施工及び残土処分場内の盛り土のり面工、種子散布7,020平米、排水工としましてU型側溝578メートルを追加施工するものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得たのち本契約とするとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、12月10日木曜日午前9時30分にご参集願います。本日は皆さん、どうもご苦労さまでした。

延会 午後 2時03分